

第2回 長野県道路メンテナンス会議

日時：平成26年10月20日(月)

14:00～15:30

場所：自治会館

議事次第

1. 開会

2. あいさつ(会長)

3. 議事

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) これまでの動き | (資料1) |
| (2) パネル展の実施報告 | (資料2) |
| (3) 研修・講習会について | (資料3) |
| (4) アンケート結果について | (資料4) |
| (5) 今後の予定など | (資料5、6) |

4. 閉会

長野県道路メンテナンス会議規約

(会議の名称)

第1条 本会は、「長野県道路メンテナンス会議」(以下、「会議」という。)と称する。

(会議の目的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、長野県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(会議事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関する事。
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関する事。
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関する事。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(会議の組織)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、長野県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には会長及び副会長を4名置くものとし会長は国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長、副会長は国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所長、長野県建設部道路管理課長、東日本高速道路株式会社関東支社長野管理事務所長、中日本高速道路株式会社八王子支社松本保全・サービスセンター所長とする。

3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

4. 会議の構成は「別表-1」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。

5. 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表-2」のとおりとする。

6. 個別課題等についての検討・調整を行うため地区会議を置くこととし構成は「別表-3以下」のとおりとする。

7. 道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所及び国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所に置く。

(幹事会)

第5条 幹事会は、幹事長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 会議における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(地区会議)

第6条 地区会議は、地区会議会長の招集により開催するものとする。

2. この地区会議の運営に必要な事項は別に定めるものとする。

(事務局)

第7条 会議の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所、国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所、長野県建設部道路管理課、東日本高速道路株式会社関東支社長野管理事務所及び中日本高速道路株式会社八王子支社松本保全・サービスセンターに置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年 5月 28日から施行する。

第2回長野県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省関東地方整備局	長野国道事務所長
副会長	国土交通省中部地方整備局	飯田国道事務所長
副会長	長野県建設部	道路管理課長
副会長	東日本高速道路株式会社関東支社	長野管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	佐久管理事務所長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所長
副会長	中日本高速道路株式会社八王子支社	松本保全・サービスセンター所長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	飯田保全・サービスセンター所長
	小諸市	建設課長
	佐久市	参事(兼)土木課長
	小海町	産業建設課長
	佐久穂町	建設課長
	軽井沢町	建設課長
	御代田町	建設水道課長
	立科町	建設課長
	川上村	産業建設課長
	南牧村	産業建設課長
	南相木村	振興課長
	北相木村	経済建設課長
	上田市	土木課長
	東御市	建設課長
	長和町	建設水道課長
	青木村	建設産業課長
	岡谷市	土木課長
	諏訪市	建設課長
	茅野市	建設課長
	下諏訪町	建設水道課長
	富士見町	建設課長
	原村	建設水道課長
	伊那市	建設課長
	駒ヶ根市	都市整備課長
	辰野町	建設課長
	箕輪町	建設水道課長
	飯島町	建設水道課長
	南箕輪村	建設水道課長
	中川村	建設水道課長
	宮田村	建設課長
	飯田市	土木課長
	松川町	建設課長

第2回長野県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
	高森町	建設課長
	阿南町	振興課長
	阿智村	ふるさと整備課長
	平谷村	産業建設課長
	根羽村	振興課長
	下條村	振興課長
	売木村	産業課長
	天龍村	建設課長
	泰阜村	振興課長
	喬木村	建設課長
	豊丘村	産業建設課長
	大鹿村	産業建設課長
	上松町	建設水道課長
	南木曾町	建設環境課長
	木曾町	建設水道課長
	木祖村	建設水道課長
	王滝村	経済産業課長
	大桑村	建設水道課長
	松本市	維持課長
	塩尻市	建設課長
	麻績村	振興課長
	生坂村	振興課長
	山形村	建設水道課長
	朝日村	産業振興課長
	筑北村	建設課長
	安曇野市	建設課長
	大町市	建設課長
	池田町	建設水道課長
	松川村	建設水道課長
	白馬村	建設課長
	小谷村	建設水道課長
	千曲市	建設課長
	坂城町	建設課長
	須坂市	道路河川課長
	小布施町	建設水道グループリーダー
	高山村	建設水道課長
	長野市	維持課長
	信濃町	建設水道課長
	飯綱町	建設水道課長

第2回長野県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
	小川村	建設経済課長
	中野市	道路河川課長
	飯山市	道路河川課長
	山ノ内町	建設水道課長
	木島平村	産業建設課長
	野沢温泉村	建設水道課長
	栄村	産業建設課長
	長野県建設部佐久建設事務所	整備課長
	長野県建設部上田建設事務所	整備課長
	長野県建設部諏訪建設事務所	整備課長
	長野県建設部伊那建設事務所	整備課長
	長野県建設部飯田建設事務所	整備課長
	長野県建設部木曾建設事務所	整備課長
	長野県建設部松本建設事務所	計画調査課長
	長野県建設部安曇野建設事務所	整備課長
	長野県建設部大町建設事務所	整備課長
	長野県建設部千曲建設事務所	整備課長
	長野県建設部須坂建設事務所	整備課長
	長野県建設部長野建設事務所	計画調査課長
	長野県建設部北信建設事務所	整備課長
	長野県道路公社	管理課長
	公益財団法人長野県建設技術センター	次長
	上伊那広域連合	土木振興課長
	下伊那郡土木技術センター組合	次長兼業務課長
	木曾広域連合	建設課長
	北アルプス広域連合	所長兼総務課長
	長野建設事務協議会	次長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省関東地方整備局 道路部	地域道路課長
事務局	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所 計画課・管理第二課	
	国土交通省中部地方整備局 飯田国道事務所 管理第二課	
	長野県建設部 道路管理課課	
	東日本高速道路株式会社関東支社 長野管理事務所	
	中日本高速道路株式会社八王子支社 松本保全・サービスセンター	

これまでの動き

今年度のメンテナンスに係わる動き

平成 26 年 4 月 14 日 社会資本整備審議会道路分科会建議
「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」
【P2～3 参照】

平成 26 年 5 月 28 日 第 1 回長野県道路メンテナンス会議開催

平成 26 年 6 月 11 日 長野県内の市町村に対し「道路法改正に伴う
今後の業務について」アンケートを実施

平成 26 年 6 月 25 日 定期点検要領を策定

- ・ 道路橋定期点検要領
- ・ 道路トンネル定期点検要領
- ・ シェッド、大型ガバート等定期点検要領
- ・ 横断歩道橋定期点検要領
- ・ 門型標識等定期点検要領

【P4 参照】

平成 26 年 7 月 1 日 維持修繕に関する省令・告示施行

[国土交通省令]

- ・ 道路の維持又は修繕に関する技術的基準類

[告示]

- ・ トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示

【P5～6 参照】

平成 26 年 7 月 22 日 定期点検要領等説明会開催（国土交通本省）

平成 26 年 9 月 26 日 長野県道路メンテナンス会議 第 1 回幹事会開催

社会資本整備審議会道路分科会建議

道路の老朽化対策の本格実施
に関する提言

平成26年4月14日

社会資本整備審議会 道路分科会

道路の老朽化対策の本格実施に関する提言 概要

【1. 道路インフラを取り巻く現状】

(1) 道路インフラの現状

- 全橋梁約70万橋のうち50万橋が市町村道
- 一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
- 地方公共団体管理橋梁では、最近5年間で通行規制等が2倍以上に増加

(2) 老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は最近10年間で2割減少
- 町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
- 地方公共団体では、遠望目視による点検も多く点検の質に課題

(3) 現状の総括(2つの根本的課題)

最低限のルール・基準が確立していない

メンテナンスサイクルを回す仕組みがない



【2. 国土交通省の取組みと目指すべき方向性】

(1) メンテナンス元年の取組み

本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

○道路法改正【H25.6】

- ・点検基準の法定化
- ・国による修繕等代行制度創設

○インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】

『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』
⇒インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定へ

(2) 目指すべき方向性

- ①メンテナンスサイクルを確定 ②メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

産学官のリソース(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

【3. 具体的な取組み】

(1) メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

[点検]

- 橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

[診断]

- 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

『道路インフラ健全度』 (省令・告示：H26.3.31公布、同年7.1施行予定)

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

[措置]

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示
- 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

[記録]

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)

(2) メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

[予算]

- (高速) ○高速道路更新事業の財源確保(通常国会に法改正案提出)
- (直轄) ○点検、修繕予算は最優先で確保
- (地方) ○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

[体制]

- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行(跨道橋等)
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

[技術]

- 点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度
- 産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

[国民の理解・協働]

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進

平成26年6月25日
道 路 局

「定期点検要領」の策定について

高度経済成長期に集中的に整備されてきたトンネル、橋等の老朽化が進行しており、これらの道路構造物を効率的に維持管理していくことが求められています。

また、平成26年4月14日の社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会において、「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」がとりまとめられ、維持管理の重要性が指摘されているところです。

これを受けて、道路法施行規則の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第39号。以下「省令」という。）及びトンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年国土交通省令告示第426号。以下「告示」という。）が平成26年3月31日に公布され、同年7月1日より施行されます。

これにより、トンネル、橋等の点検は近接目視により5年に1回の頻度を基本とし、その健全性については4段階に区分することになります。

そのため、地方公共団体における円滑な点検の実施のための技術的助言として、省令及び告示の規定に基づいた、具体的な点検方法、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を示した定期点検要領を策定しましたのでお知らせします。

【定期点検要領】

- ・道路橋定期点検要領
- ・道路トンネル定期点検要領
- ・シェッド、大型カルバート等定期点検要領
- ・横断歩道橋定期点検要領
- ・門型標識等定期点検要領

本要領は、下記、国土交通省ホームページより入手できます。

(http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000429.html)

問合せ先

【問い合わせ先】

国道・防災課 課長補佐 塩谷 正広

03-5253-8111(内線37892) 03-5253-1620(FAX)

国道・防災課 道路保全企画室 課長補佐 寺沢 直樹

03-5253-8111(内線37852) 03-5253-1620(FAX)

維持修繕に関する省令・告示の規定について

省令

○道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）

（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第四条の五の二 令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの（以下この条において「トンネル等」という。）の点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とすること。
- 二 前号の点検を行つたときは、当該トンネル等について健全性の診断を行い、その結果を国土交通大臣が定めるところにより分類すること。
- 三 第一号の点検及び前号の診断の結果並びにトンネル等について令第三十五条の二第一項第三号の措置を講じたときは、その内容を記録し、当該トンネル等が利用されている期間中は、これを保存すること。

告示

○トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第四百二十六号）

トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類すること。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

※施行：平成26年7月1日

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）

（道路の維持又は修繕）

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

- 2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。
- 3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）

（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第三十五条の二 法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「道路構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
 - 三 前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

パネル展の実施報告

1 道路の老朽化対策パネル展示の実施【長野国道】

(1) 「道の駅」でのパネル展

- | | | |
|--------------------------------|----------|-------------------|
| ① 国道18号 道の駅 上田 道と川の駅
上田市 | 道路の防災・減災 | 8月 6日(水)～8月22日(金) |
| | 道路の老朽化対策 | 8月24日(日)～9月 7日(日) |
| | 大震災の記憶 | 9月 8日(月)～9月24日(水) |
| ② 国道19号 道の駅 信州新町
長野市信州新町 | 道路の老朽化対策 | 8月 6日(水)～8月23日(土) |
| | 大震災の記憶 | 8月24日(日)～9月 6日(土) |
| | 道路の防災・減災 | 9月 8日(月)～9月24日(水) |
| ③ 国道19号 道の駅 長野市大岡特産センター
長野市 | 道路の老朽化対策 | 8月 7日(木)～8月24日(日) |
| | 大震災の記憶 | 8月25日(月)～9月 7日(日) |
| | 道路の防災・減災 | 9月 9日(火)～9月25日(木) |
| ③ 国道20号 道の駅 信州篤木宿
諏訪郡富士見町 | 道路の老朽化対策 | 8月 7日(木)～8月24日(日) |
| | 大震災の記憶 | 8月25日(月)～9月 7日(日) |
| | 道路の防災・減災 | 9月 9日(火)～9月25日(木) |

(2) 「公共機関等」でのパネル展

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 千曲市更埴体育館前 | 8月31日 |
| ② 松本市 松本駅自由通路 | 9月26日～10月13日 |
| ③ 茅野市役所 ロビー | 10月 6日～10月24日 |



2 道路の老朽化対策パネル展示の実施【飯田国道】

(1) 「道の駅」でのパネル展

- ① 道の駅 大桑 6月16日(月)～6月20日(金)
- ② 道の駅 日義木曾駒高原 6月16日(月)～6月20日(金)
8月4日(月)～8月29日(金)
- ③ 道の駅 平谷 9月1日(月)～9月30日(火)

(2) 「公共機関等」でのパネル展

- ① 下伊那地方事務所 6月23日(月)～6月27日(金)
- ② 上伊那地方事務所 6月30日(月)～7月4日(金)
- ③ 飯田市役所 7月7日(月)～7月18日(金)
- ④ 木曾地方事務所 7月7日(月)～7月14日(月)
- ⑤ 天竜川総合学習館 7月26日(土)～8月29日(金)

公共機関等における道路の老朽化対策パネル展

長野国道事務所の取組

◆パネル展会場の状況（「千曲市更埴体育館前」8/31）



（全景）



◆開催スケジュール

開催日(期間)	開催時間	開催場所
H26.8.31	9:00～15:00	千曲市更埴体育館前
H26.9.26 ～ H26.10.13	自由通路のため 時間指定なし(24h)	松本市 松本駅自由通路
H26.10.6 ～ H26.10.24	8:30～17:00 (平日のみ)	茅野市役所 ロビー

◆地域版パネル



「松本駅自由通路」における道路の老朽化対策パネル展

長野国道事務所の取組

◆パネル設置状況



【整備局版18枚】



【地域版15枚】

◆マスコミ取材状況

- TV局
 - NBS（長野放送）
 - SBC（信越放送）
- 新聞
 - 市民タイムス・長野日報



【取材状況】

展示初日（26日）に事務所職員を配置し現地で説明等に対応

◆H26. 9. 22 記者発表資料

国土交通省 関東地方整備局

記者発表資料

**道路メンテナンスは総力戦
～道路の老朽化対策を開催します～**

長野県内の道路施設は、高度経済成長期から集中的に整備されており、今後老朽化していきます。今年7月の道路法改正により、道路管理者がトンネルや道路橋などの道路施設を定期的に点検することが義務づけられたところです。

国や長野県、市町村ともに老朽化した道路施設の点検を実施し、必要な補修をしていくことが重要な課題となっています。

今回、広く県民の方に道路の老朽化対策の取り組みについて、ご理解を頂くためのパネル展を開催します。

今回、広く県民の方に道路の老朽化対策の取り組みについて、ご理解を頂くためのパネル展を開催します。

1. 開催期間：平成26年10月6日（月）～10月24日（金）【土日祝祭日は除く】

2. 開催場所：長野市役所 1階ロビー（長野県長野市）

3. 開催時間：午前8時30分～午後5時15分
※10月6日は午前8時30分～午後5時15分、10月13日は午前8時30分～午後5時15分です。

問合せ：国土交通省関東地方整備局 国道課 国道課長 電話：026-254-7001（内線）

**道路メンテナンスは総力戦
道路の老朽化対策を考えます**

長野県内の道路施設は、高度経済成長期から集中的に整備されており、今後老朽化していきます。今年7月の道路法改正により、道路管理者がトンネルや道路橋などの道路施設を定期的に点検することが義務づけられたところです。

国や長野県、市町村ともに老朽化した道路施設の点検を実施し、必要な補修をしていくことが重要な課題となっています。

今回、広く県民の方に道路の老朽化対策の取り組みについて、ご理解を頂くためのパネル展を開催します。

道路の老朽化対策パネル展

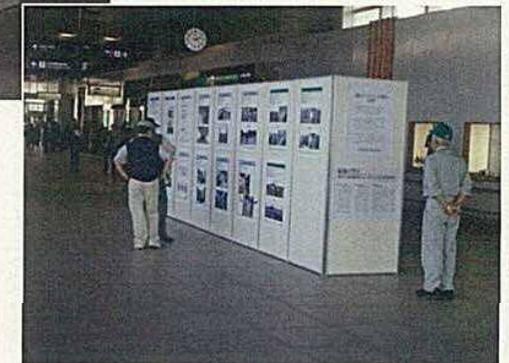
会場 ●松本駅自由通路（長野県松本市）

展示期間 9月26日（金）～10月13日（月）
※9月26日は午前8時30分～午後5時15分です。

道路の老朽化の現状と今後の取り組みが描かれたメンテナンス活動パネル展をご紹介します。

◆パネル展開催の状況

【H26. 9. 26】



◆TV放映



【9/27 SBC：JNNニュース（昼）】 【9/29 NBS：スーパーニュース（夕）】

SBCホームページでも掲載

<http://sbc21.co.jp/news/index.cgi?page=seventop&date=20140927&id=0238748&action=details>

「道の駅」における道路の老朽化対策パネル展

長野国道事務所の取組

◆パネル展会場の状況（「道の駅」信州新町8/6～）



展示初日に職員による説明を実施



◆H26. 7. 30 記者発表資料

国土交通省 関東地方整備局

記者発表資料

長野県内の「道の駅」でパネル展を開催します

国土交通省では道路メンテナンス能力を向け安全な道路の管理を進めています。また、防災においては、古い街並に発生が想定されている首都圏下型地震や中大規模かつ巨大地震への備えは、喫緊の課題です。このため、道路の老朽化対策と自然災害に対する取り組みとして、長野県内の「道の駅」で今伝えたいみちのことについてパネル展を実施します。

長野県内パネル展のスケジュールは以下のとおりとなります。

開催日	開催場所	開催時間
8月6日(土)	信州新町 道の駅	10時～16時
8月23日(土)	大田原 道の駅	10時～16時
8月24日(日)	大田原 道の駅	10時～16時
9月6日(土)	大田原 道の駅	10時～16時
9月24日(土)	大田原 道の駅	10時～16時

長野県道クラブ
 国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所
 長野県道事務所 長野県道事務所 長野県道事務所
 お問い合わせ先
 国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所
 副 長 中島 博行(なかにし ひろゆき)
 野 村 直 樹(のむら なおき)
 電 話 028-264-7009(直通線)

◆配布チラシ

今伝えたいみちのこと

道路メンテナンスは暮らし
道路の老朽化対策と防災・減災を考えます

道路の老朽化対策 パネル展
8月6日(土) 8月23日(土)

大震災の記憶 パネル展
8月24日(日) 9月6日(土)

道路の防災・減災 パネル展
9月8日(月) 9月24日(土)

国土交通省 関東地方整備局

◆TV放映



8/6 NBS: スーパーニュース



8/6 テレビ信州: 報道ゲンバ

◆新聞報道

週間長野
平成26年8月2日(土)

道路の老朽化対策紹介
長野国道事務所 富士見でパネル展

道路の老朽化対策
長野国道事務所では「道路施設の老朽化対策」を行っています。

道路や橋の修繕の必要性をアピールするパネル展

長野国道事務所では、道路施設の老朽化対策として、道路の老朽化対策パネル展を開催しています。このパネル展では、道路の老朽化対策の重要性や、自然災害に対する取り組みについて、パネルや写真を用いて紹介しています。

国土交通省は、道路施設の老朽化対策として、道路の老朽化対策パネル展を開催しています。このパネル展では、道路の老朽化対策の重要性や、自然災害に対する取り組みについて、パネルや写真を用いて紹介しています。

長野県内パネル展のスケジュールは以下のとおりとなります。

長野県道クラブ
 国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所
 長野県道事務所 長野県道事務所 長野県道事務所
 お問い合わせ先
 国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所
 副 長 中島 博行(なかにし ひろゆき)
 野 村 直 樹(のむら なおき)
 電 話 028-264-7009(直通線)

長野日報 2面
平成26年8月15日(金)

◆地域版パネル

道路施設の老朽化対策
長野国道事務所では、「道路施設の老朽化対策」を行っています。

国道19号大原橋(長野市)
1963年架設 経過年数50年

【架設位置】

【架設内容】

- 橋梁床版補修
- 劣化塗装の塗り替え
- 橋脚補修

長野国道事務所では、道路施設の老朽化対策として、道路の老朽化対策パネル展を開催しています。このパネル展では、道路の老朽化対策の重要性や、自然災害に対する取り組みについて、パネルや写真を用いて紹介しています。

点検研修・講習会について

1. 関東地方整備局主催の研修の実施

- ・全国統一テキストによる研修

「橋梁初級Ⅰ」

- ① 平成26年10月21日(火)～10月24日(金)
- ② 平成26年11月25日(火)～11月28日(金)

2. 中部地方整備局主催の研修の実施

- ・全国統一テキストによる研修

「橋梁初級Ⅰ」

- ① 平成27年1月26日(月)～1月29日(木)
- ② 平成27年2月2日(月)～2月5日(木)
- ③ 平成27年2月9日(月)～2月13日(金)
- ④ 平成27年2月16日(月)～2月19日(木)
- ⑤ 平成27年2月23日(月)～2月26日(木)

3. 長野県国道主催の現地点検研修の実施

(1) 現地点検研修の概要(案)

- ・実施時期 平成26年10月～11月予定
- ・実施箇所 講義：篠ノ井市民会館、現場：新篠ノ井橋(国道19号)
- ・研修内容 実際の橋梁による点検・診断に関する研修
- ・対象者 橋梁点検に携わる地方自治体職員

(2) 研修概要

- ・9:30～12:00 講義(点検に関する法令・技術基準の体系、橋の構造の基本、定期点検の実施と記録(橋の損傷事例))
- ・12:00～13:00 (昼食、移動)
- ・13:00～15:15 現場講習
- ・15:15～16:00頃 全体質疑、まとめ、解散

(3) その他

- ・テキストは事前配信予定
- ・その他準備品等は別途連絡

4. 飯田国道主催の現地点検研修の実施

(1) 現地点検研修の概要（案）

- ・ 実施時期 平成 26 年 10 月～11 月予定
- ・ 実施箇所 講義：信州平谷温泉・ひまわりの館 会議室
現場：第 1 上野橋（国道 153 号）
- ・ 研修内容 実際の橋梁による点検・診断に関する研修
- ・ 対象者 橋梁点検に携わる地方自治体職員

(2) 研修概要

- ・ 13:00～14:00 講義（コンクリート橋・鋼橋の損傷と点検、診断等）
- ・ 14:00～14:30 （昼食、移動）
- ・ 14:30～16:00 現場講習
- ・ 16:00～16:15 頃 全体質疑、まとめ、解散

(3) その他

- ・ テキストは事前配信予定
- ・ その他準備品等は別途連絡

- 本年7月1日より、「5年に1度の近接目視による定期点検」等を内容とする道路法施行規則が施行
- 橋梁等の点検に関し、必要最低限の知識及び技能を習得できる研修を開催
(点検要領に基づき、職員自ら点検が行える※レベルの知識及び技能を習得)

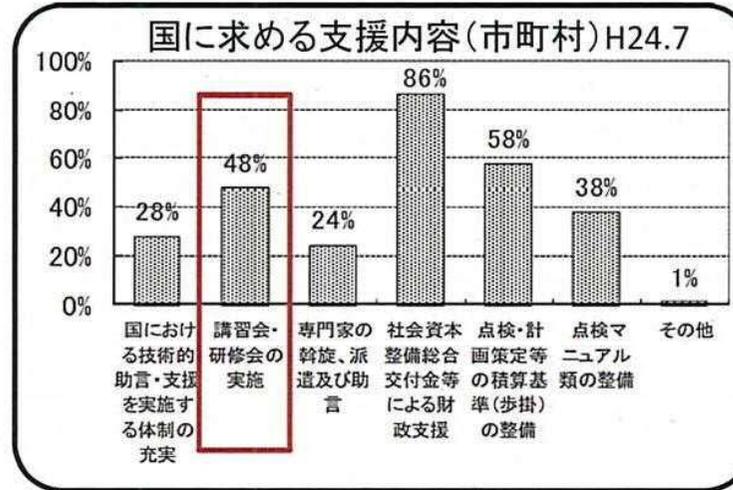
※職員自らに行わせるかについては、職員の道路管理の経験も考慮し、各道路管理者で判断

【研修名】

道路構造物管理実務者研修

【研修場所】

国土交通大学校柏研修センター
(千葉県柏市柏の葉)



研修状況(H25)

【研修期間等】

分野	区分	期間	募集人員	備考
橋梁初級 I ※	1回	10月21日 (火) ~ 10月24日 (金)	40名	土工、付属物等の施設も含む
	2回	11月25日 (火) ~ 11月28日 (金)	40名	
トンネル		10月29日 (水) ~ 10月31日 (金)	20名	

※応募の状況により、第3回を開催する場合がある。

- 本年7月1日より、「5年に1度の近接目視による定期点検」等を内容とする道路法施行規則が施行
- 橋梁等の点検に関し、必要最低限の知識及び技能を習得できる研修を開催
(点検要領に基づき、職員自ら点検が行える※レベルの知識及び技能を習得)

※職員自らに行わせるかについては、職員の道路管理の経験も考慮し、各道路管理者で判断

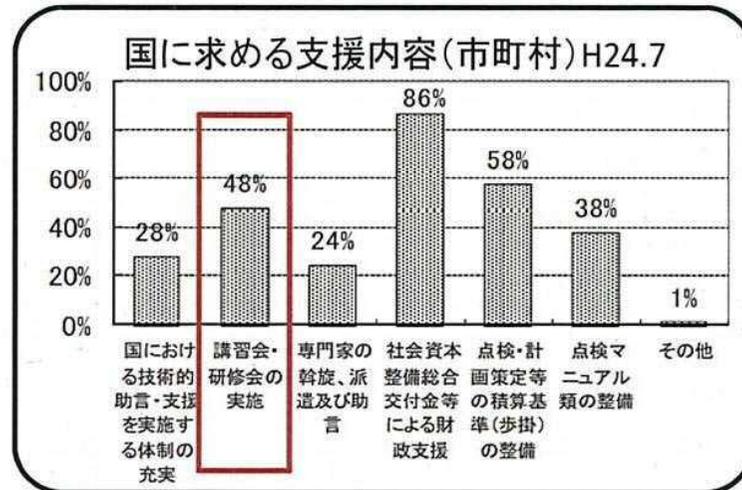
【研修名】

道路構造物管理実務者研修

【研修場所】

中部技術事務所
名古屋市東区大幸南1-1-15

【研修期間等】



分野	区分	期間	募集人員	備考
橋梁初級 I ※	その1	H27年 1月26日(月)～H27年 1月29日(木)	40名	・対象は「南信地区」のみ ・土工、付属物等の施設も含む ・「その3」:途中祝日有
	その2	H27年 2月 2日(月)～H27年 2月 5日(木)	40名	
	その3	H27年 2月 9日(月)～H27年 2月13日(金)	40名	
	その4	H27年 2月16日(月)～H27年 2月19日(木)	40名	
	その5	H27年 2月23日(月)～H27年 2月26日(木)	40名	
トンネル		H27年 1月19日(月)～H27年 1月21日(水)	40名	

道路法改正に伴う
今後の業務について
のアンケート

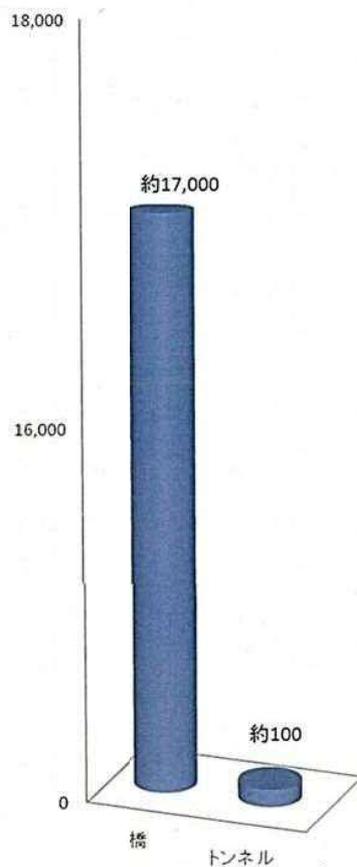
【とりまとめ結果】

道路橋やトンネルなどの定期点検を義務付ける国土交通省令が7月1日に施行されました。

長野県道路メンテナンス会議は、既に財政状況や技術者不足により十分な保守管理体制が取れない市町村も多いことを踏まえ、今後、適切な道路施設の管理を行っていくために必要となる支援要望の意向等を確認しました。

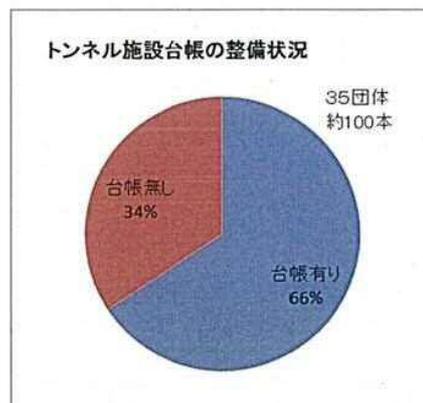
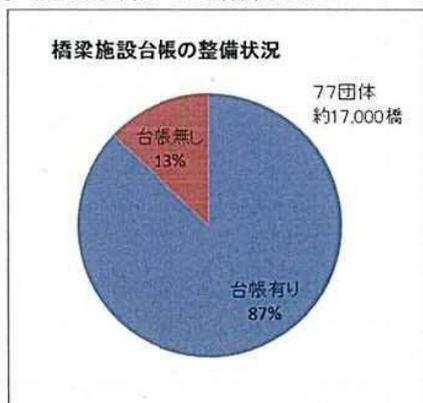
1. 道路施設の管理に関する要望について

1) 市町村施設管理数について ※数値は現在精査中

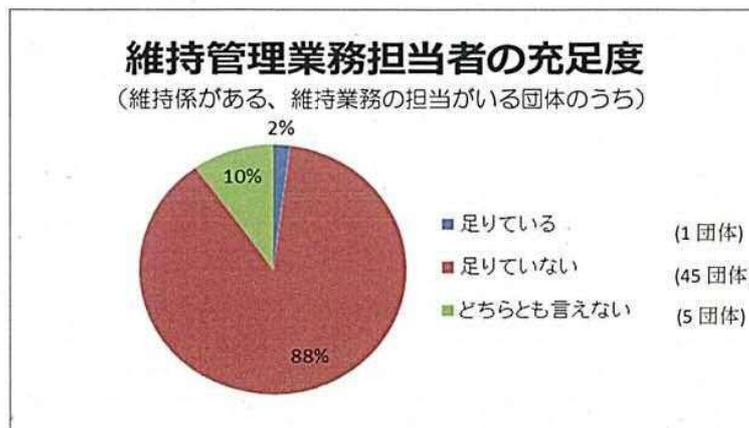
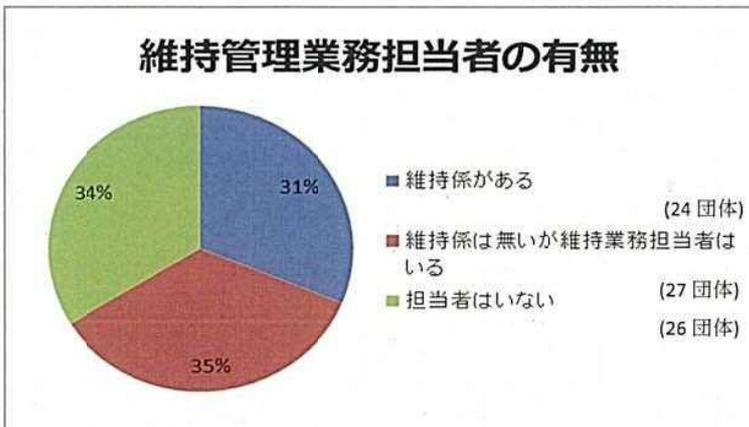
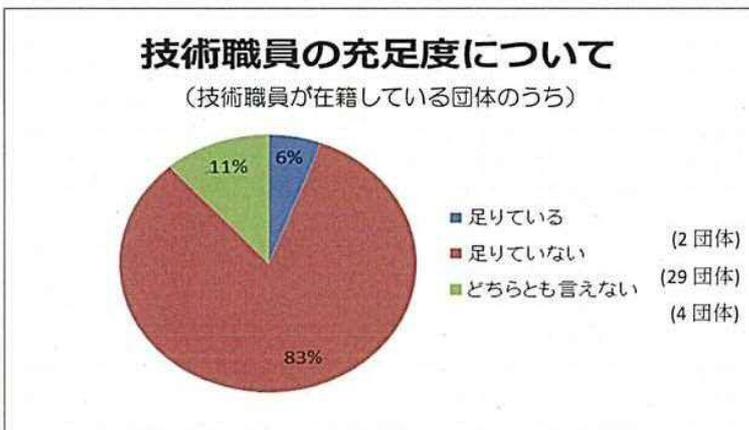
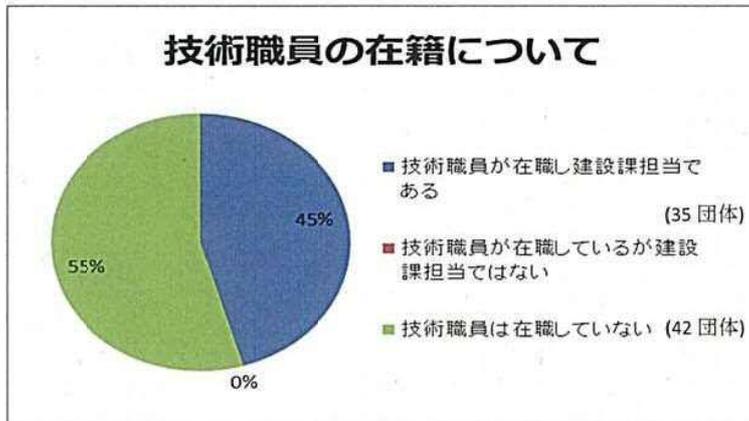


施設	橋	トンネル
管理数	約17,000	約100

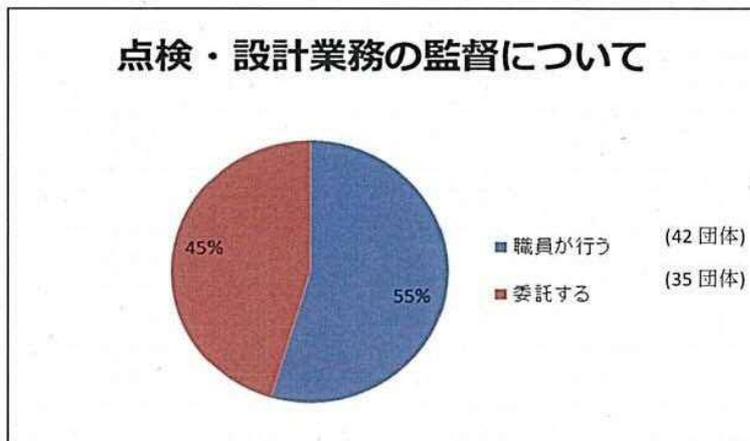
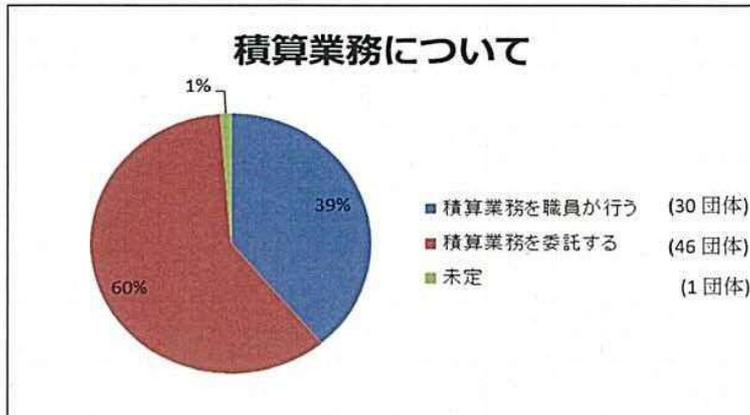
2) 施設台帳の整備状況について



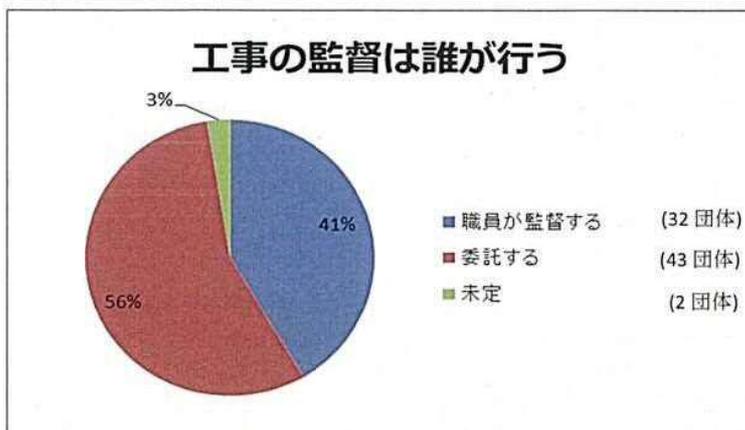
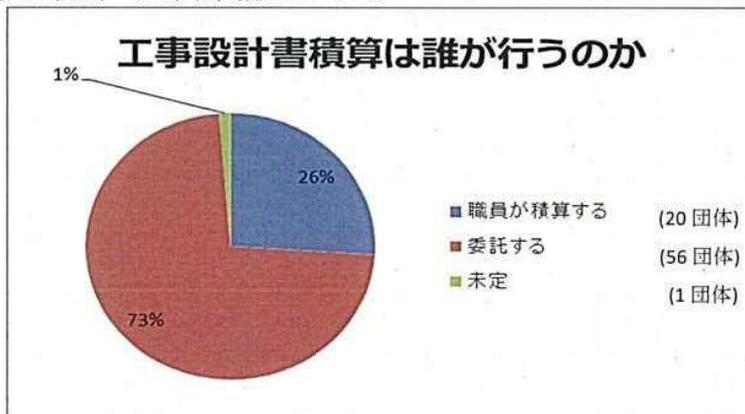
3) 市町村の技術職員について



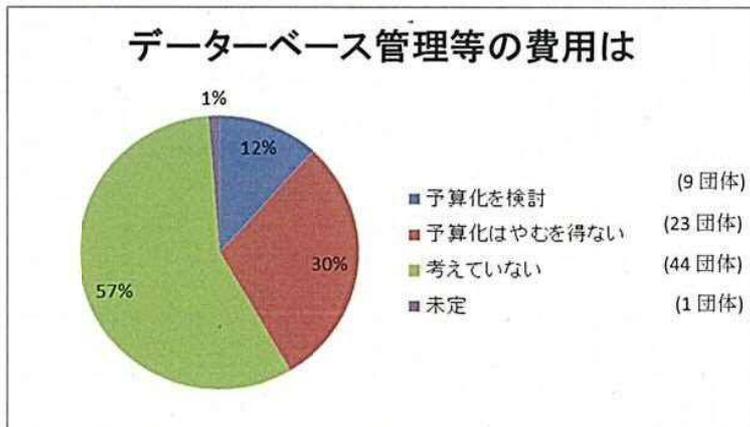
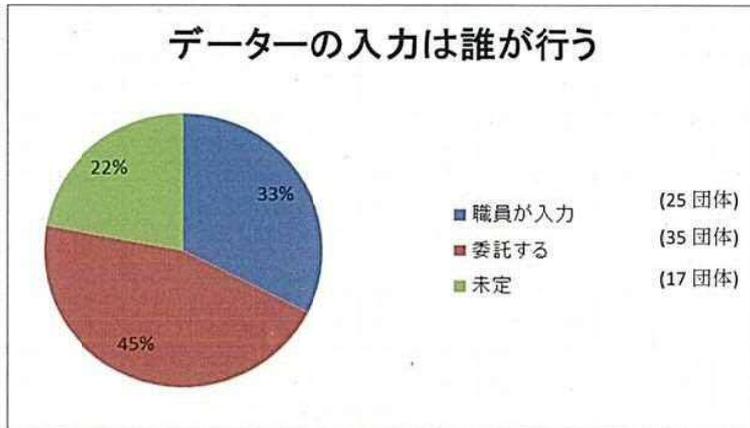
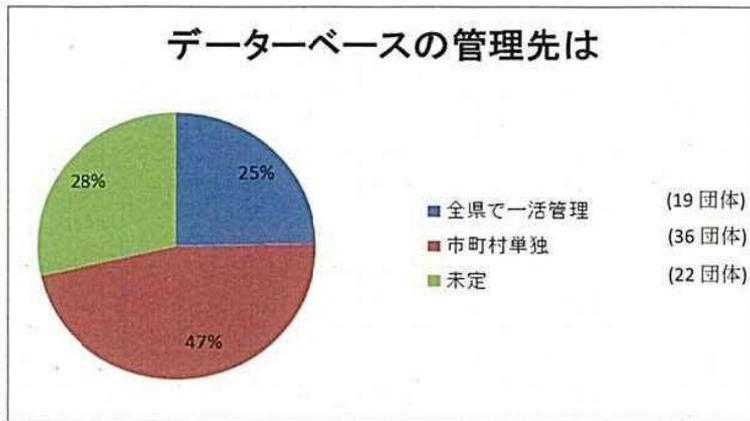
4) 点検・設計業務の積算・監督について



5) 工事の積算・監督業務について



6) 点検記録・データベースの管理について



市町村からの支援要望に関する代表的な意見

種 別	意 見	自治体名
①人材不足に係わるもの	業務量がかなり多く技術職員が足りない。	1自治体
	鉄道・高速道路を跨いでいる橋梁はそれぞれの事業者にて点検・長寿命化計画等をお願いしたい。(事業費が膨大、協議や調整に時間もかかる)	2自治体
	点検業務等に係る技術面・人員面での不足で負担も大きい。	3自治体
②技術力向上に係わるもの	点検→工事へのマネジメントに対する国及び県の支援が必要と思われる。	1自治体
	技術の国県の支援	1自治体
	点検・診断業務の統一された積算(設計)方法	1自治体
	補修工法について研修が必要。	1自治体
	橋梁に対する知識について、研修及び簡易なマニュアルがあれば、全て委託でなく職員や臨時職員などで実施できるようにしたい。	1自治体
統一した歩掛の整備をお願いしたい。	3自治体	
③予算に係わるもの	鉄道・高速道路を跨いでいる橋梁はそれぞれの事業者にて点検・長寿命化計画等をお願いしたい。(事業費が膨大、協議や調整に時間もかかる)	2自治体
	5年ごとの費用が莫大になるため、柔軟に対応できるようにして欲しい。(例: 予防保全対象は5年、対処療法対象は10年)	2自治体
	小規模橋梁や緊急対策の工事を交付金や起債等の財源で対応できるようにお願いしたい。	1自治体
	費用の国県の支援	1自治体
④データベース管理 その他	データベースの管理方法やファイル形式を点検時から統一してほしい。(国への報告等で負担にならない様)	1自治体
	データベースをクラウド等を用いた一括管理。	2自治体

定期点検計画の策定について

1 点検計画の策定

- 1)平成26年内を目途に「橋梁」「トンネル」「シェッド・大型カルバート」「横断歩道橋」「門型標識」について今後5カ年の点検計画を策定する。

2 定期点検計画の策定

- 1)橋梁については、下記の優先度を参考に点検計画を策定する。

(1)最優先(建設後年数や点検記録の有無によらず下記該当橋梁を最優先とする。)

- ①緊急輸送道路にかかわる橋梁(緊急輸送道路を跨ぐ橋梁、緊急輸送道路を構成する橋梁)
- ②著しい損傷を確認している等、緊急的に点検が必要な橋梁

(2)優先度高

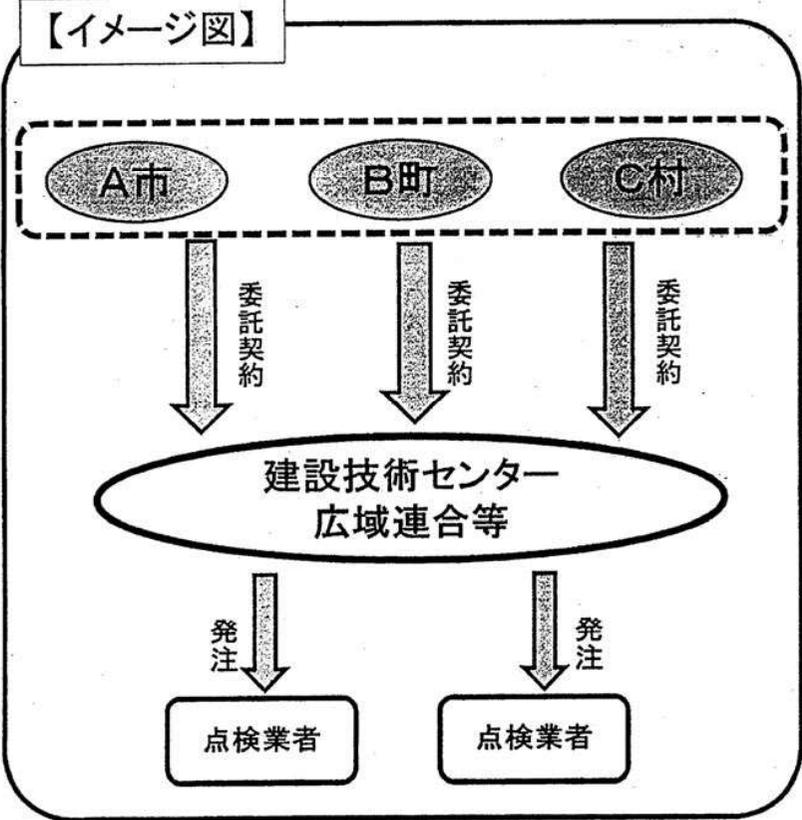
- ①建設後、50年以上経過している橋梁
- ②建設後、一度も点検していない橋梁
- ③主要幹線道路を構成する橋梁
- ④重交通が多い等、早期に点検が必要な橋梁

3 跨線橋・跨道橋に関する調整について

- 1)今後、道路メンテナンス会議が中心となって、一括事前協議を進めていく。

地域一括発注の取組について

○市町村の人手不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を長野県建設技術センターが受託することで、地域一括発注を実施



広域連合等による支援について

○市町村の人手不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注支援を広域連合等が実施

